「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」総括会議を開催しました

～沖縄県建設業 Safe-Work 運動スローガン～

『安全・健康は　建設現場の原点』

沖縄建設業 Safe-Work 運動主唱者である沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部と協賛者である 23 者の建設業団体は令和５年５月 23 日（火）に令和５年度沖縄県建設業 Safe-Work 運動総括会議を開催しました。

沖縄県内の建設業における労働災害は、令和４年の休業４日以上の労働災害件数は 227 人で前年より 21 人（10.2%）増加、令和５年はすでに建設業において３名の尊い生命が失われており、憂慮すべき状況になっております。

沖縄県建設業 Safe-Work 運動は建設業の安全追及と労働災害の減少を目的としており、総括会議では主唱者と協賛者が当該運動の意思の再確認を行いました。

沖縄県建設業「Safe-Work」運動実施要綱

１　趣　旨

県内の建設業は、年間死傷者数が 500 人を超えていた昭和の時代から減少し、平成 15 年には過去最少の 129 人まで減少をみせた。しかし、平成 15 年以降は増減を繰り返しながら、長期的には増加傾向となっている。

沖縄経済が新型コロナ感染症による影響から回復を目指し、人材不足、物価高騰等の課題を抱える中、自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発といった様々な取り組みが大切となる。労働行政、建設行政が共に指導・助言を行うことは、建設業界のさらなる取り組みに拍車をかけ、万全な安全管理体制の構築、ひいては建設業界の発展につながる。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は、関係者の協賛・賛同のもと、「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

２　主唱者

厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

３　協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県鳶土工業会
全建総連沖縄県建設ユニオン、沖縄基礎工業協同組合
一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部、一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部、沖縄県左官業組合連合会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会、沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、一般社団法人沖縄県舗装業協会
西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所

４　期間

令和５年６月２６日～令和９年度末

５　スローガン

『安全・健康は　建設現場の原点』

６　実施事項

主唱者・協賛者・事業者は期間中、次の事項を実施する。協賛者、事業者は専門工事等の内容を踏まえ、個別の災害防止上の重点対策を決定する。重篤災害につながりやすい墜落・転落災害の防止は「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の共通の重点対策とする。また、死亡災害に多く起因している建設機械災害対策を徹底するとともに、熱中症予防対策、高年齢労働者対策、外国人労働者・個人事業者等への対策、化学物質対策（石綿／粉じん／化学物質等）、健康確保対策（長時間・過重労働、メンタルヘルス）を推進する。

（１）主唱者の実施事項

① 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の運営に関する重要事項の決定を行う。
② 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の周知・広報を行う。
③ 主唱者合同で安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙを行う。
④ 安全大会、安全講習会を開催する。
⑤ 安全作業のキャッチフレーズである「Safe-Work」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。
⑥ 運動のための用品（Safe-Work ｽﾃｯｶｰ等）を作成・配付する。
⑦ 安全活動の改善を推進し、各種表彰制度等への推薦・応募を呼び掛けるとともに、結果についてあらゆる機会を通じ、世間一般に周知する。
⑧ 協賛者、事業場が行う安全活動を指導・助言する。

（２）協賛者の実施事項

① 災害防止上の重点対策を決定し、公表する。
② 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を会員へ周知する。
③ 会員を対象に安全大会、安全講習会を開催する。
④ 「Safe-Work 」のロゴや、Safe-Work ｽﾃｯｶｰの活用を会員へ周知する。
⑤ 墜落・転落災害防止対策の徹底の周知のほか、熱中症予防対策の徹底、また規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の普及について会員へ周知する。
⑥ 安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙを行う。
⑦ 会員が行う安全活動を指導・助言する。
⑧ 会員に対して安全衛生に係る各種表彰制度等への応募を呼び掛ける。

（３）事業者の実施事項

① 代表者による災害防止上の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化する。
② 建築現場等への「Safe-Work」の掲示や、Safe-Work ｽﾃｯｶｰを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図る。
③ 元請事業者は統括管理を徹底する。
④ 墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策を徹底する。

⑤ 規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。
⑥ 工夫した安全活動を行うとともに各種表彰制度等への応募を行う。
⑦ 新規入場者教育を行う。
⑧ 安全大会、安全講習会を開催する。
⑨ 同じ場所で働く個人事業主等に対する保護措置の実施。

７　運営協議会

（１） 主唱者で構成する運営協議会を設ける。

（２） 運営協議会の事務局は厚生労働省沖縄労働局労働基準部健康安全課に置く。

８　総括会議（ステップ２～５会議）

（１）主唱者及び協賛者で総括会議を開催する。

（２）総括会議は主唱者が実施する。

９　その他

この要綱に定めるもののほか、運動の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

本要綱は平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

令和元年５月 28 日改定

令和４年５月 27 日改定

令和５年６月 26 日改定

沖縄県建設業 Safe-Work 運動

会社名

わが社は、ゼロ災を達成するため、Safe-Work 運動などの

取組を強化しています。

令和　　年　　月　　日

会　社　名

代表者署名 _____

沖縄県建設業 Safe-Work 運動

沖縄労働局・内閣府沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部

建設業労働災害防止協会沖縄県支部

1 趣 旨（抄）

沖縄経済が新型コロナ感染症による影響から回復を目指し、人材不足、物価高騰等の課題を抱える中、自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発といった様々な取り組みが大切となる。労働行政、建設行政が共に指導・助言を行うことは、建設業界のさらなる取り組みに拍車をかけ、万全な安全管理体制の構築、ひいては建設業界の発展につながる。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は関係者の協賛・賛同のもと、新たに「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

2 スローガン

安全・健康は　建設現場の原点

3 取組期間

令和５年６月２６日～令和９年度末

4 主唱者

沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

5 協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県鳶土工業会、全建総連沖縄県建設ユニオン
沖縄基礎工業協同組合、一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会、一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部
沖縄県左官業組合連合会、一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄県管工事業協同組合連合会、沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
（公社）建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、一般社団法人沖縄県舗装業協会
西日本高速道路（株）九州支社 沖縄高速道路事務所

６　主な実施事項

①「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の周知・広報を行う。
②　安全パトロールを行う。
③　安全作業のキャッチフレーズである「Safe-Work」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。
④　安全大会、安全講習会を開催する。
⑤　安全活動の好事例に対し、各種表彰制度等への推薦・応募の呼びかけを行い、結果を周知する。
⑥　事業場が行う安全活動を支援・助言する。

事業者・作業者の皆様へ

①　代表者による災害防止の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化しましょう。

②　建設現場等への「Safe-Work」の掲示や、Safe-Work ステッカーを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図りましょう。

③　元請け事業者は統括管理を徹底しましょう

④　墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策を徹底しましょう。

⑤　規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底しましょう。

⑥　新規入場者教育を行いましょう。

⑦　工夫した安全活動を行い、各種表彰制度等へ応募しましょう。

⑧　同じ場所で働く個人事業主等に対し、保護措置を実施しましょう。

災害防止重点事項

１　建設機械対策の徹底（共通）

・クレーン転倒災害防止　・特定自主検査他法定点検の実施　・立入禁止区域の設定、誘導者等の配置

２　墜落・転落災害防止対策の徹底（共通）

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の推進を図り適正な足場の設置、スレート屋根、作業床の設置が困難箇所での災害防止対策、脚立、はしご等の適正な使用方法を指導する。また、フルハーネス型墜落制止用器具の普及促進を図る。

３　熱中症予防対策の徹底（共通）

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」により熱中症予防対策に取り組み、WBGT 値の測定及び WBGT 値に応じた予防対策の実施を徹底する。

４　新規入場者教育の徹底（元請）

作業員の不安全行動を防止するため安全教育を徹底する。